

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-513566(P2001-513566A)

【公表日】平成13年9月4日(2001.9.4)

【出願番号】特願2000-507383(P2000-507383)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/56 (2006.01)

A 6 1 P 15/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/56

A 6 1 P 15/18

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月19日(2005.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ヒトの避妊のための組み合わせプロゲスチンおよびエストロゲンホルモン法および療法用組み合わせ物であって、

(a) 7~14日の期間単一1日用量において、エストロゲンと組み合わさせて投与される避妊に有効量の子宮内膜節約性プロゲスチン含む組み合わせ物；

(b) 7~14日の期間単一1日用量において、エストロゲンと組み合わさせて投与される避妊に有効量の萎縮性プロゲスチンを含む組み合わせ物；

(c) 21~90日の期間、(a)および(b)は繰り返し投与されるものであり；

(d) 約7日の期間、(a)および(b)は投与が中止されるものであり；そして

(e) (a)~(d)に記載の投与スケジュールは繰り返されるものであることを特徴とする、エストロゲンと組み合わせた2種以上のプロゲステロン様作用剤を含んでなる組み合わせ物。

【請求項2】用量単位の総数が21個に等しくなるように、製薬的に許容しうるキャリヤーと混合されて、避妊に有効量の子宮内膜節約性プロゲスチンおよびエストロゲンの組み合わせ物を含有する、7~14個の用量単位；続いて、製薬的に許容しうるキャリヤーと混合されて、避妊に有効量の萎縮性プロゲスチンおよびエストロゲンの組み合わせ物を含有する、7~14個の用量単位を含んでなる、連続的に毎日経口投与するために適合された、21個の別々の用量単位を含有する製薬包装を含む薬物送達システム。

【請求項3】エストロゲンおよびプロゲスチンを含有しない付加的な6~8個の用量単位を場合によって含有する、請求項2記載の薬物送達システム。